

事務連絡
令和3年3月1日

関係者各位

白子町役場健康福祉課長

複合的機能を有する福祉用具貸与費算定の取扱いについて（通知）

日頃より、本町介護保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号）において、複合的機能を有する福祉用具の取扱いについては、「福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う」とされています。しかし、踏み台付き手すりを算定している事業所が散見されるため、改めて本通知にて例示いたします。踏み台は福祉用具貸与の種目に該当しない機能であり、踏み台の部分を含めての保険請求は原則できないことになっています。本町では、踏み台付き手すりの手すりと踏み台の区分ができないため、判断基準を下記のとおりといたします。

記

1. 新規で貸与する場合の取扱い

令和3年4月1日提供分から介護保険給付として新規に踏み台付き手すりを貸与することはできません。福祉用具貸与の目的を踏まえ、可能な限り住宅改修による段差解消工事や、踏み台のない手すりを介護保険給付として貸与した上で区分可能な状態で踏み台を自費または事業所負担により利用するなどのご対応をお願いいたします。

ただし、やむを得ない事由がある場合のみ例外的に貸与が可能となりますが、「住宅改修が行えない」「手すりが必要」「段差解消が必要」等の理由を明記し、下記の書類を提出してください。なお、書類の提出については原則貸与開始前をお願いいたします。

【提出書類】

- ①複合的機能を有する福祉用具貸与費算定の判断理由書
- ②居宅サービス計画書（第1表、第2表）の写し
- ③サービス担当者会議の記録の写し
- ④福祉用具を設置する部分の写真
- ⑤貸与する品目のパンフレットの写し

2. 現在すでに貸与している場合の取扱い

令和3年3月31日以前から踏み台付き手すりを貸与している方については、現在利用中の品目に限り、令和3年4月1日以降も引き続き介護保険給付として貸与することを可能とします。なお、この場合であっても、再度サービス担当者会議等を通じて住宅改修による段差解消工事や貸与品目の変更等がより適切であると判断された場合には、見直しを行っていただきますようお願いいたします。

3. その他の複合的機能を有する福祉用具を貸与する場合

保険対象品目に該当する機能と該当しない機能が区分できない品目を貸与する場合は、「1. 新規で貸与する場合の取扱い」にて示した書類を提出してください。

<留意点>

標記品目以外の福祉用具貸与の取扱いについても、公益財団法人テクノエイド協会のウェブサイトで公開されている「福祉用具情報システム」(<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>)で貸与可とされているか否かで給付対象の可否を判断させていただきますので、本通知と併せてご活用ください。

(問合せ先)

白子町役場 健康福祉課

介護保険係

TEL 0475-33-2113

この通知は、白子町所在の居宅介護支援事業所及び令和3年1月利用分において請求実績のある福祉用具貸与事業所に送付しています。